

## 山口県警察職員の賞じゆつ金の支給に関する訓令

昭和42年10月26日  
本部訓令第27号

### (趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察職員賞じゆつ金支給条例(昭和29年山口県条例第37号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、賞じゆつ金の支給手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

### (支給の申請)

第2条 警察本部の課長、室長、所長、隊長及び警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、当該所属において条例第1条に規定する事由が生じたと認めるときは、次の各号の一に定める申請書により、警察本部長(以下「本部長」という。)に申請するものとする。

- (1) 条例第3条第2項に定める殉職者賞じゆつ金を申請する場合には、殉職者賞じゆつ金支給申請書(第1号様式)
- (2) 条例第3条第3項に定める障害者賞じゆつ金を申請する場合には、障害者賞じゆつ金支給申請書(第2号様式)
- (3) 条例第3条第4項に定める傷病者賞じゆつ金を申請する場合には、傷病者賞じゆつ金支給申請書(第3号様式)

### (添付書類)

第3条 前条の申請にあつては、賞じゆつ金の種類により次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 殉職者賞じゆつ金の支給を申請する場合
  - ア 職員の死亡を証明することのできる書類
  - イ 殉職者賞じゆつ金の支給を受ける者の氏名、本籍及び職員との続柄に関する市町村長の発行する証明書又は戸籍謄本
  - ウ 殉職者賞じゆつ金の支給を受ける者が、条例第4条第1項第1号に該当する者で、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明する書類
  - エ 殉職者賞じゆつ金の支給を受ける者が、配偶者以外の者であるときは、先順位者のいないことを証明する書類及び職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を証明する書類
  - オ その他本部長が必要と認める書類
- (2) 障害者賞じゆつ金の支給を申請する場合
  - ア 障害の程度が、条例別表第2に掲げる障害の程度の等級に相当すると認める医師の診断書又は意見書
  - イ その他本部長が必要と認める書類
- (3) 傷病者賞じゆつ金の支給を申請する場合
  - ア 傷病の程度が、条例別表第3に掲げる傷病の程度に相当すると認める医師の診断書又は意見書

イ その他本部長が必要と認める書類

(通知)

第4条 本部長は、賞じゆつ金の支給およびその額を決定したときは、賞じゆつ金支給通知書(第4号様式)により所属長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、支給を受ける者に対し、これを伝達しなければならない。

(記録)

第5条 警察本部警務課長は、賞じゆつ金支給記録簿(第5号様式)を備付け、賞じゆつ金の支給状況を明らかにしておくものとする。